

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠**。
- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく**生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備**の導入に対して、**最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%）又は50%の特別償却の措置（注1）する**。

注1）措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額又は所得税額の20%まで。

制度概要

【適用期限：2026年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで】

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

＜炭素生産性の相当程度の向上と措置内容＞

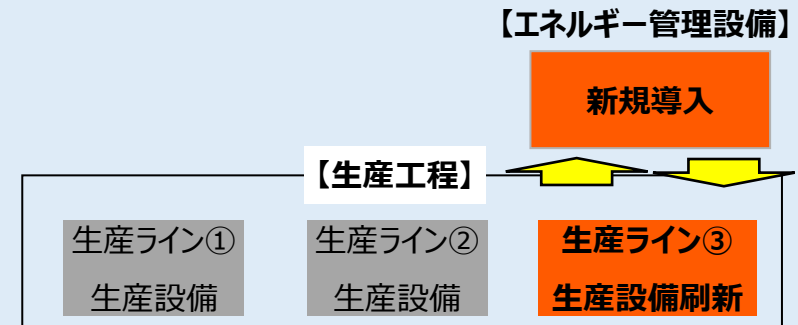
税額控除率については、企業区分及び認定された計画全体の炭素生産性の向上率によって異なります。

企業区分	炭素生産性の向上率	税制措置
中小企業者等 （注2）	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%
	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%
中小企業者等以外 の事業者	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%
	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%

注2）中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の6第9項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の7第6項第1号に規定する中小企業者をいいます。詳細はp.6参照。

※これまでのCN投資促進税制で措置されていた大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備（「需要開拓商品生産設備」）に係る税制措置は2024年度から廃止となりました。

＜計画イメージ＞



炭素生産性の向上要件の数値算出について

$$\text{炭素生産性} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$

※付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

※炭素生産性の比較方法

$$\frac{\text{目標年度の炭素生産性} - \text{基準年度の炭素生産性}}{\text{基準年度の炭素生産性}} \times 100$$

(注 1) 目標年度：エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の開始後 3 年以内に設定した年度
基準年度：原則、エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の開始の直前の事業年度

(注 2) エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画全体の炭素生産性を算定する単位の組合せは以下の①、②又は③です。また、設備の導入による効果（設備導入前後の炭素生産性の向上率）の算定単位は、①又は③で行います。
ただし、計画全体において事業所を単位として算定できるのは、年間のエネルギー使用量が3,000kl以上の事業所である場合又は申請者が中小企業者等（p.6に記載の中小企業者等をいいます。）である場合に限りです。

- ①目標年度：事業所 基準年度：事業所
- ②目標年度：事業者全体 基準年度：事業者全体
- ③目標年度：事業所 基準年度：事業者全体（新設の事業所など、基準年度の炭素生産性の数値が存在しない場合）

(注 3) 炭素生産性やエネルギー起源二酸化炭素排出量の詳細は、以下のホームページに掲載している「生産工程効率化等設備に関する命令」や本資料の次ページ以降をご確認ください。また、エネルギー起源二酸化炭素排出量の算出にあたっては、同じく以下のURLに掲載している「エネルギー起源二酸化炭素排出量等計算ツール」を活用いただくことも可能です。なお、省エネ法の定期報告における算出方法と同様ですので、同報告の対象事業者は既に計算している値をそのまま用いることが可能です。

経済産業省ホームページ：https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekiyo.html

(注 4) エネルギー起源二酸化炭素排出量の算定にあたっては、電気事業者等の電気に関するメニューの切替等による温室効果ガスの削減は認められません。目標年度の炭素生産性を算出する際には、基準年度の炭素生産性の算出に用いた排出係数を用いてください。また、国内認証排出削減量（J-クレジット制度等によるもの）及び海外認証排出削減量（JCM等によるもの）は計算に加えることはできません。

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入（計画の全体像）

- 設備投資による効果以外も含めて、炭素生産性を3年以内に15%以上（中小企業者等の場合は、10%以上）向上させる計画を作成し、認定を受けます。

取組のイメージ

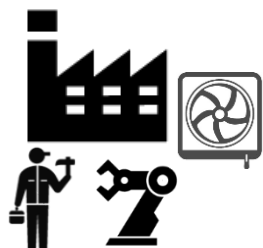
基準年度

計画
認定

1年目

2年目

3年目（目標年度）



古くなったファンを
最新のものに交換

初年度は設備構築準備

ファンの交換によるエネルギー消費量の削減によりCO2を削減するとともに光熱費が押さえられ付加価値額が増加。

付加価値額：51,000千円
CO2排出量：490 t/CO2

炭素生産性：
 $51,000 \text{ 千円} \div 490 \text{ t/co2}$
=104



工場の主要機械装置を燃費
の良い最新のものに更新

設備更新によるエネルギー消費量の削減によりCO2を削減するとともに光熱費が押さえられ付加価値額が増加。

付加価値額：51,500千円
CO2排出量：480 t/CO2

炭素生産性：
 $51,500 \text{ 千円} \div 480 \text{ t/co2}$
=107



太陽光発電設備
を導入

太陽光発電設備の導入により、CO2を大幅に削減。

付加価値額：51,500千円
CO2排出量：440t/CO2

炭素生産性：
 $51,500 \text{ 千円} \div 440 \text{ t/co2}$
=117

炭素生産性の向上が15%以上のため計画認定の要件を満たしています。

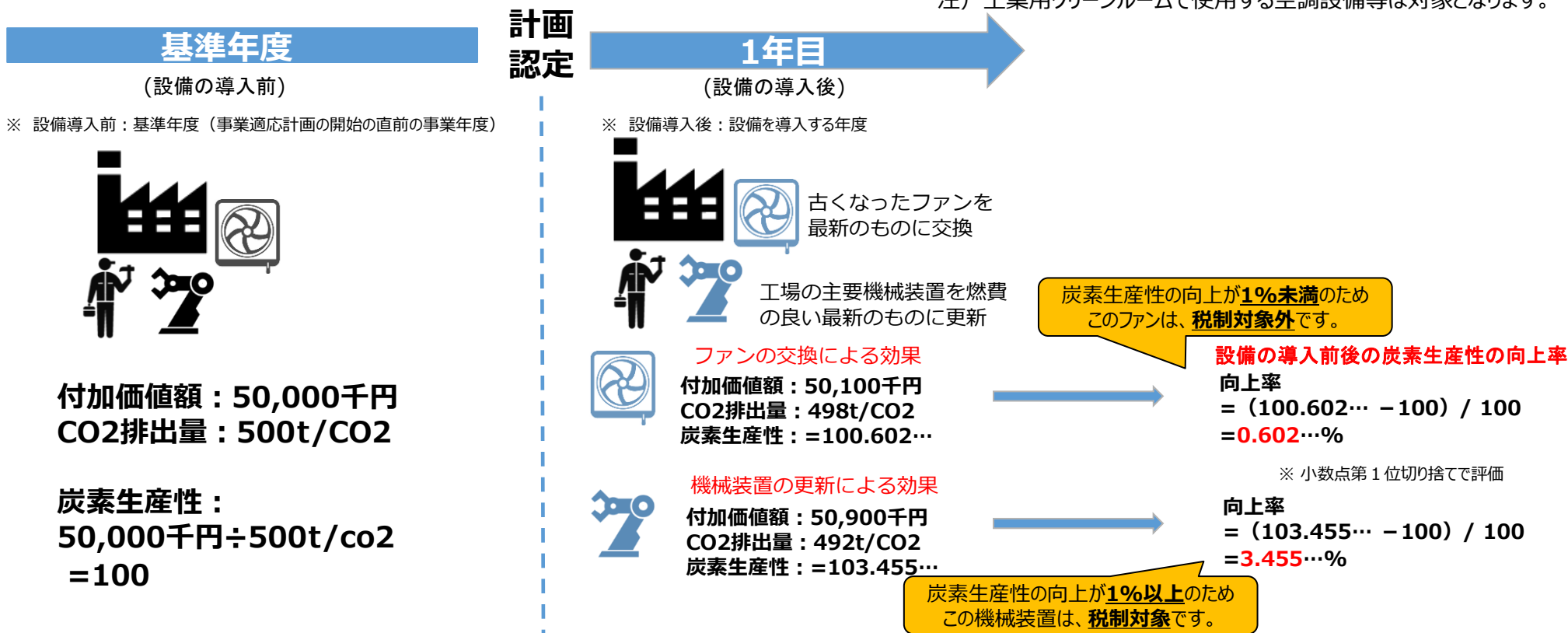
炭素生産性
17%向上

炭素生産性の向上率
 $= (117.7 - 100) / 100$
 $= 17.7\%$

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入（設備の効果）

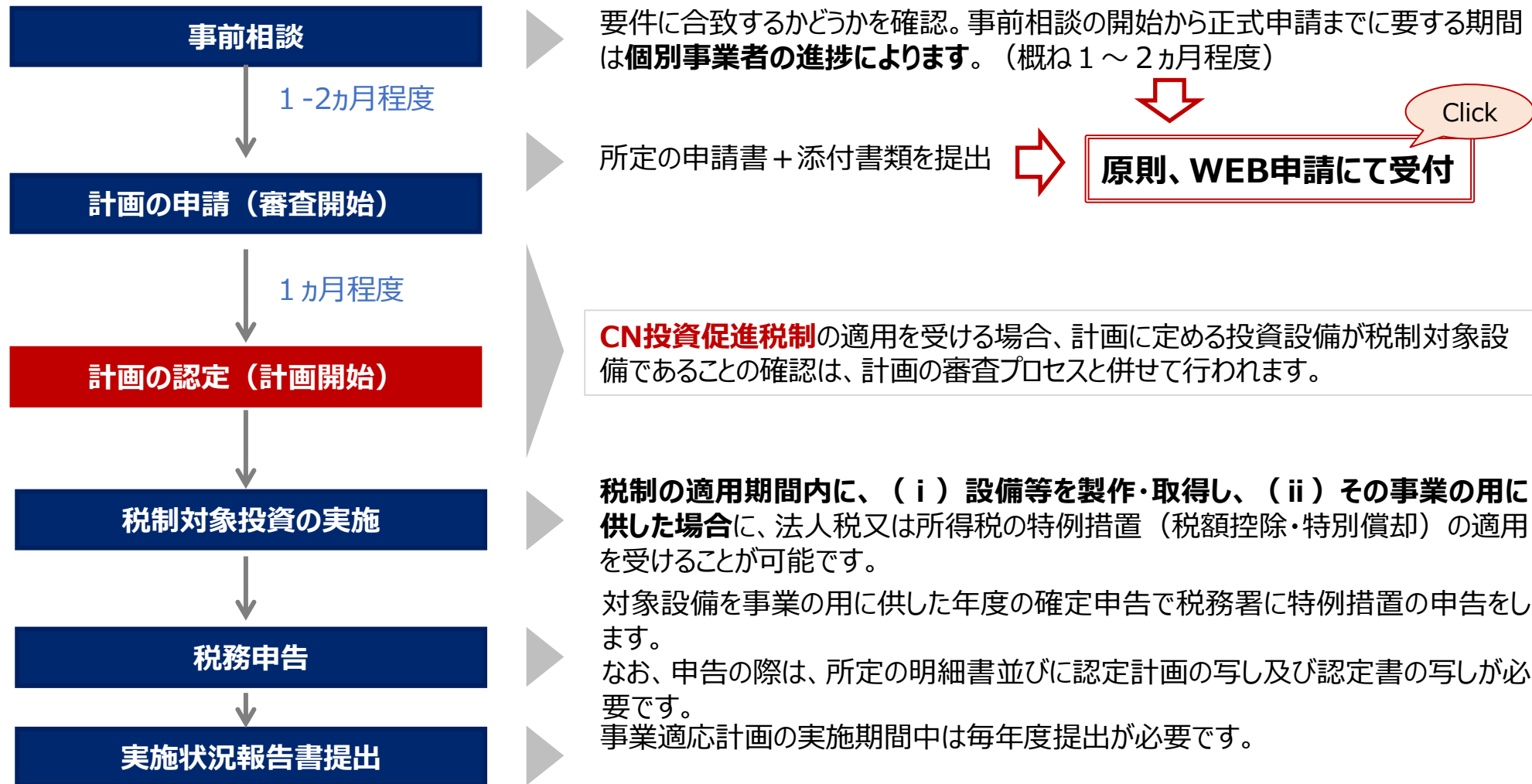
- 計画に記載された設備のうち、設備導入前後の事業所の炭素生産性を1%以上向上させる設備（「生産工程効率化等設備」といいます。）の設備投資に対して、次のいずれかの税制措置の適用を受けることができます。
 - ① 中小企業者等の場合は税額控除10%（炭素生産性を17%以上向上させる計画については14%）
 - ② 中小企業者等以外の場合は税額控除5%（炭素生産性を20%以上向上させる計画については10%）
 - ③ 特別償却50%（①、②と異なり、企業区分に関係なく適用可能です。）
- なお、広く一般に流通するLED等の照明設備及びエアコンディショナー（使用者の快適性を確保するために使用されるものに限る。）（注）は税制措置の対象外です。

注）工業用クリーンルームで使用する空調設備等は対象となります。



申請手続のスケジュールイメージ

□ 計画の認定を希望する際、計画の認定(計画開始)を予定している時点から、約2カ月程度前に事業を所管している省庁への事前相談が必要です。

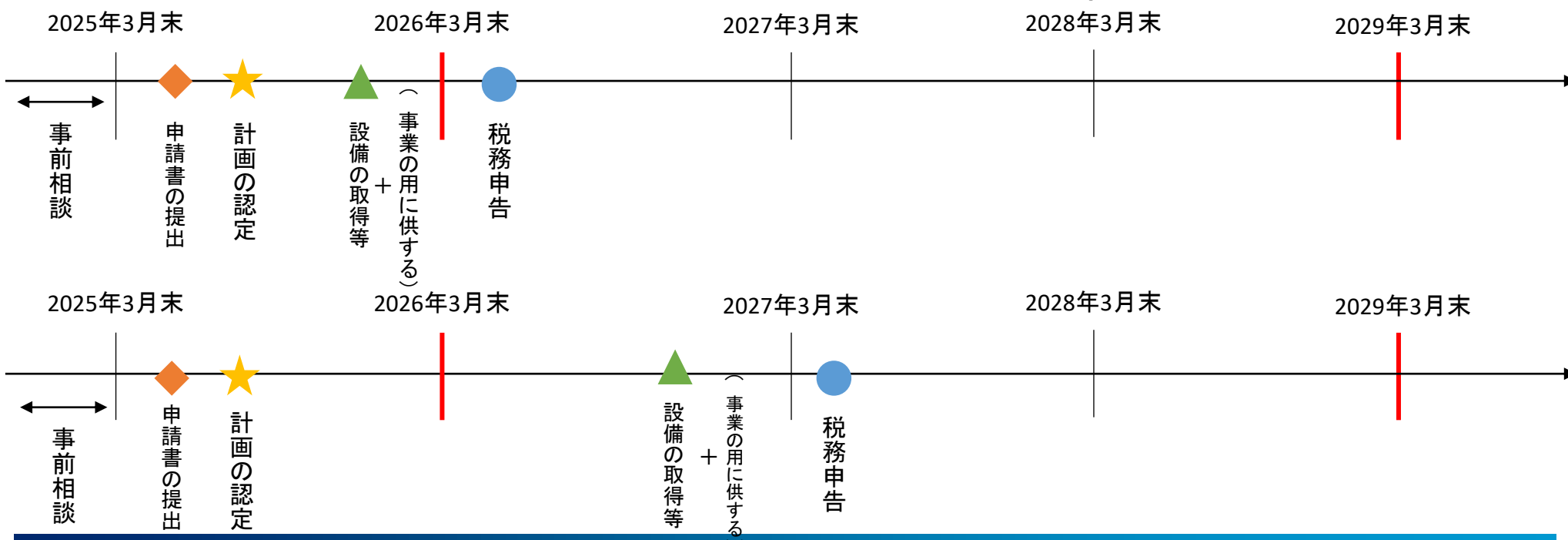


適用期限と設備の取得等のタイミング

- ❑ 税制の適用を受けるためには、2026年3月31日（計画の認定期限）までに計画の認定を受け、その認定※を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に、対象設備を取得又は製作若しくは建設（取得等）をし、国内にある認定事業者の事業の用に供する必要があります。
- ❑ 計画の認定審査には一定の期間（前ページ参照）を必要とし、またその期間は計画の内容によっても異なりますので、計画の認定期限間際に計画の申請を行っても、認定期限までに認定を受けられず、税制措置の適用を受けられない可能性があります。余裕をもって早めに申請ください。
- ❑ また、計画の認定後に設備を取得等する必要がありますのでご注意ください。

※最初の認定を受けた日になります。

取得等のタイミング（税制措置の対象となる場合の例）



計画認定の各省庁窓口

- 計画認定は、事業を所管している省庁が行いますので、計画の対象となる事業を所管している省庁にご相談ください。
- 担当省庁が不明な場合や産業競争力強化法の一般的な問合せは、経済産業省まで。
 - エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係窓口：環境政策課GX推進企画室（代表）03-3501-1511

省庁	主な担当業種	担当課室	電話番号
経済産業省	製造業、流通・小売業	経済産業政策局 産業創造課	03-3501-1560
金融庁	金融機関	総合政策局 総合政策課	03-3506-6000
警察庁	警備業	生活安全局 生活安全企画課	03-3581-0141
総務省	通信・放送業	情報流通行政局 地域通信振興課 デジタル経済推進室	03-5253-5857
財務省	たばこ事業、塩事業	理財局 総務課たばこ塩事業室	03-3581-4111
	酒類業	国税庁 課税部 酒税課	03-3581-4161
厚生労働省	医薬品製造業	医政局 医薬産業振興・医療情報企画課	03-5253-1111
農林水産省	食品産業	大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課（DX、繰越欠損金の控除特例） 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室（カーボンニュートラル）	03-3502-8111
国土交通省	運輸業（鉄道業・造船業を除く）	総合政策局 参事官（交通産業）室	03-5253-8111
	鉄道業	鉄道局 総務課 企画室	
	造船業	海事局 船舶産業課	
	建設業	不動産・建設経済局 建設市場整備課	
環境省	廃棄物処理業	再生循環局 廃棄物規制課	03-3581-3351
	フロン業	地球環境局 フロン対策室	

経済産業省所管業種の窓口について

- 経済産業省所管業種に該当する方で、①DX投資促進税制、②CN投資促進税制のいずれかの認定申請については、**申請者の資本金が100億円以下及び投資額が10億円以下の計画**に限り、地方経済産業局への申請も可能となっておりますので、最寄りの地方経済産業局までご相談下さい。

地方経済産業局	担当課室		担当	電話番号
北海道経済産業局	地域経済部	製造・情報産業課	D X	011-700-2253
	資源エネルギー環境部	環境・資源循環経済課	カーボンニュートラル	011-709-1754
東北経済産業局	地域経済部	情報政策・半導体戦略室	D X	022-221-4895
	資源エネルギー環境部	カーボンニュートラル推進室	カーボンニュートラル	022-204-2385
関東経済産業局	地域経済部	デジタル経済課	D X	048-600-0284
	資源エネルギー環境部	カーボンニュートラル推進課	カーボンニュートラル	048-600-0356
中部経済産業局	地域経済部	航空宇宙・次世代産業課情報政策室	D X	052-951-8457
	資源エネルギー環境部	カーボンニュートラル推進室	カーボンニュートラル	052-951-2566
近畿経済産業局	地域経済部	次世代産業・情報政策課	D X	06-6966-6008
	資源エネルギー環境部	カーボンニュートラル推進室	カーボンニュートラル	06-6966-6055
中国経済産業局	地域経済部	地域経済課	D X	082-224-5684
	資源エネルギー環境部	カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室	カーボンニュートラル	082-224-5713
四国経済産業局	地域経済部	製造産業・情報政策課	D X	087-811-8520
	資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課	カーボンニュートラル	087-811-8532
九州経済産業局	地域経済部	情報政策課 デジタル経済室	D X	092-482-5552
	資源エネルギー環境部	カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室	カーボンニュートラル	092-482-5468
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部	地域経済課	D X	098-866-1730
	経済産業部	エネルギー・燃料課	カーボンニュートラル	098-866-1759